



貸切バス事業者安全性評価認定 『三つ星☆☆☆』の更新認定を取得しました！

松江市交通局は、公益社団法人日本バス協会が実施する「貸切バス事業者安全性評価認定制度」において、令和3年12月27日付で、制度最高位の『三つ星』事業者の更新認定を取得しました。本局は、平成29年に初めて『三つ星』の認定を受けて以降、平成31年と今回の3期にわたり、『三つ星』認定を継続して取得しています。

本局は、安全性確保に向けた研修や教育など、高品質で安全な貸切バス事業を行えるよう様々な取り組みを継続して行ってまいります。今後も引き続き、安心・安全な松江市交通局の貸切バスをご利用いただきますようお願い申し上げます。

貸切バス安全性評価認定の概要

貸切バス事業者安全性評価認定制度は、公益社団法人日本バス協会において、貸切バス事業者からの申請に基づき安全性や安全の確保に向けた取組状況について評価認定を行い、これを公表するもので、平成23年度から運用を開始しました。これにより、利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくするとともに、本制度の実施を通じ、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取り組みの促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に寄与することを目的としています。（出典：公益社団法人日本バス協会ホームページ）

貸切バス安全性評価認定の条件

安全性に対する取組状況

- ・ アルコールチェッカーを使用し
て厳正な 点呼を行っているか
- ・ デジタル式運行記録計を活用
しているか
- ・ ドライブレコーダーを導入して
教育・指導を行っているか
- ・ 睡眠時無呼吸症候群や脳検診な
どを実施しているか など

事故及び行政処分の状況

- ・ 過去2年間に有責の死亡事故が
発生していないか
- ・ 過去1年間に有責の重傷事故が
発生していないか
- ・ 過去2年間行政処分による累積
点数は配点から差し引く など

運輸安全マネジメント状況

- ・ 輸送の安全確保の責任体制
- ・ 安全方針の策定と全従業員への
周知徹底
- ・ 安全に対する会社を挙げての取
り組み
- ・ 自動車事故対策機構等の運輸安
全マネジメント認定セミナーを
活用しているか など

これらの取り組み状況を書類審査と訪問審査で確認し、80点以上で三つ星認定となります。



■お問い合わせ

松江市交通局

☎0852-60-1111(代表)

平日 9:30~17:45

松江市交通局
ホームページ

